



平成 23 年 9 月 6 日

各 位

会社名 青山商事株式会社
代表者名 代表取締役社長 青山 理
兼執行役員社長
(コード番号 8219 東証・大証 第一部)
問合せ先 専務取締役 宮武 真人
兼専務執行役員
(TEL 084-920-0050)

ストックオプション（新株予約権）の発行内容等に関するお知らせ

当社は、平成 23 年 9 月 6 日開催の取締役会において、平成 23 年 6 月 29 日開催の当社第 47 回定時株主総会で承認されました、ストックオプションを目的として発行する新株予約権について、具体的な発行内容を下記のとおり決定いたしましたのでお知らせいたします。

記

1. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社従業員 219名 2,375個

2. 新株予約権の目的となる株式の種類及び数

当社普通株式 237,500株

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により目的となる株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式数についてのみ行われ、調整による1株未満の端数は切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行うことができるものとする。

3. 新株予約権の総数

新株予約権 2,375個（新株予約権1個当たりの目的となる株式数は100株。ただし、上記2.に定める株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）

4. 新株予約権の払込金額

無償（金銭の払い込みを要しない。）

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

未定（割当日である平成23年9月21日に確定予定）

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株数を乗じた金額とする。

1株当たりの行使価額は、新株予約権割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く）の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権割当ての日の大阪証券取引所における当社株式普通取引の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）を下回る場合は、新株予約権割当ての日の終値とする。

なお、新株予約権割当て後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、それぞれの効力発生の時をもって次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、または当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行うことができるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成25年7月1日から平成28年6月30日まで（3年間）

7. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当てを受けた者（以下、「新株予約権者」という。）は、権利行使時において当社従業員の地位にあることを要する。ただし、定年退職または会社都合により地位を失った場合は、この限りではない。
- (2) 新株予約権者において、降格もしくはこれに準じる事由が生じた場合は、取締役会の決議を経て、付与した新株予約権を取消もしくはこれを減ずることができるものとする。
- (3) 新株予約権の質入れ、相続は認めないものとする。
- (4) その他の条件については、第47回定時株主総会決議及び新株予約権発行に関する取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権割当て契約書」に定めるところによる。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

自己株式を充当するため、株式を発行しないものとする。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、新株予約権は無償で取得することができるものとする。

(2) 新株予約権者が7. (1)及び(2)に定める規定により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合及び新株予約権者が死亡した場合は、その新株予約権を無償で取得することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

11. 新株予約権の割当日

平成23年9月21日

12. 新株予約権証券の発行

新株予約権証券は発行しないものとする。

《ご参考》

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 定時株主総会付議のための取締役会決議日 | 平成 23 年 5 月 13 日 |
| ② 定時株主総会の決議日 | 平成 23 年 6 月 29 日 |

以 上